

- 1 ○ 正しい。社会福祉法第75条では「**社会福祉事業の経営者**は、福祉サービスを利用しようとする者が、適切かつ円滑にこれを利用することができるように、その経営する社会福祉事業に関し**情報の提供**を行うよう努めなければならない」と示されている。
- 2 ○ 正しい。社会福祉法第76条では、「社会福祉事業の経営者は、その提供する福祉サービスの利用を希望する者からの申込みがあつた場合には、その者に対し、当該福祉サービスを利用するための契約の内容及びその履行に関する事項について**説明するよう努めなければならない**」と示されている。
- 3 × 不適切である。社会福祉法第77条で「社会福祉事業の経営者は、**福祉サービスを利用するための契約**（厚生労働省令で定めるものを除く。）が成立したときは、その利用者に対し、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない」と示している。児童福祉施設利用の場合のみではない。
- 4 × 不適切である。社会福祉法第77条の2では、社会福祉事業の経営者は「**利用者の承諾**を得て、書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法、その他の情報通信の技術を利用する方法で情報を提供することができる」と示されている。市町村への届け出は必要については示されていない。

- A × 不適切である。**売春防止法**第34条に基づき、各都道府県に1つ設置されている。
- B × 不適切である。売春防止法34条では、**都道府県**に設置義務があるが、市（同法34条2で指定都市は設置することができる）は設置を義務付けられてはいない。
- C ○ 正しい。**配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律**第3条で、配偶者暴力相談支援センターの機能を担う施設として位置づけられている。
- D ○ 正しい。売春防止法第35条で**都道府県知事**（婦人相談所を設置する指定都市の長を含む）は婦人相談員を委嘱すると示されている。
- E ○ 正しい。婦人相談所から母子生活支援施設への**一時保護委託**が行われることから、連携が図られていると言える。